

新	旧
<p>第4条(カード利用方法)</p> <p>1. 会員は、会員規約に定めるショッピング利用として、会員規約に定める方法のほか、QUICPay加盟店において本カードを提示し、QUICPay専用端末に本カードをかざす等JCB等所定の操作を行うことにより、QUICPay会員とQUICPay加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、QUICPay加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること(QUICPay利用)ができます。この際、署名をする必要はありません。QUICPay会員がQUICPay加盟店において本カードを利用したことにより、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いにつき、QUICPay会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay加盟店に対して、QUICPay会員に代わって立替払いを行います。</p> <p>2. 略</p>	<p>第4条(カード利用方法)</p> <p>1. 会員は、会員規約に定めるショッピング利用として、会員規約に定める方法のほか、QUICPay加盟店において本カードを提示し、QUICPay専用端末に本カードをかざす等JCB等所定の操作を行うことにより、QUICPay加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けること(QUICPay利用)ができます。この際、署名をする必要はありません。</p> <p>2. 略</p>
<p>第6条(立替払いの委託)</p> <p>1. <u>QUICPay会員は、第4条第1項の定めのとおり、QUICPay加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。本会員は、当社がQUICPay会員からの委託に基づき、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについてあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。</u></p> <p>(1) <u>当社がQUICPay加盟店に対し立替払いすること。</u></p> <p>(2) <u>JCBがQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCBに立替払いすること。</u></p> <p>(3) <u>JCBの提携会社がQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。</u></p> <p>2. <u>商品の所有権は、当社がQUICPay加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、QUICPay利用代金が完済されるまで、当社に留保されることをQUICPay会員は承認するものとしま</u></p>	<p>第6条(債権譲渡の承諾、立替払いの委託)</p> <p>1. <u>QUICPay加盟店と当社、JCBまたはJCBの提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、本会員は、QUICPay加盟店が自己に対して取得するQUICPay利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。</u></p> <p>(1) <u>QUICPay加盟店が当社に債権譲渡すること。</u></p> <p>(2) <u>QUICPay加盟店がJCBに債権譲渡したうえで、当社がJCBに立替払いすること。</u></p> <p>(3) <u>QUICPay加盟店がJCBの提携会社に債権譲渡したうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。</u></p> <p>2. <u>QUICPay加盟店と当社、JCBまたはJCBの提携会社との契約が立替払い契約の場合、本会員は、QUICPay加盟店が自己に対して取得するQUICPay利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。</u></p> <p>(4) <u>当社がQUICPay加盟店に対し立替払いすること。</u></p>

<p>す。</p> <p>3. <u>第1項にかかわらず、当社が、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCBまたはJCBの提携会社とQUICPay加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。QUICPay会員は当該債権譲渡が行われることについて、あらかじめ承諾するものとします。また、QUICPay会員は、これにより譲渡された債権について、同時履行の抗弁、無効、取消しもしくは解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他の抗弁を主張しないことを、本カード利用の都度、当該利用をもって承諾するものとします。</u></p> <p>3. <u>JCBが単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)は適用となりません。</u></p>	<p>(5) <u>JCBがQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCBに立替払いすること。</u></p> <p>(6) <u>JCBの提携会社がQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に立替払いすること。</u></p> <p>3. <u>商品の所有権は、当社が債権譲渡を受けたときまたは立替払いをしたときに当社に移転し、QUICPay利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。</u></p> <p>4. <u>JCBが単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)および第2項(2)は適用となりません。</u></p>
<p>第11条 (本規定の承認、改定)</p> <p>1. 略</p> <p>2. JCB等は、民法の定めに基づき、QUICPay会員と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し(本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます)、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB等は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として指定本会員に対して当該改定につき通知します(ただし、当社の判断により、当社のWebサイトによる公表をもって、通知または送付に代えることができるものとします。)。なお、本規定と明示的に相違する規約または特約がある場合は、当該規約または特約が優先されるものとします。</p>	<p>第11条(本規定の承認、改定)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 将来、本規定が改定され、JCB等がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員が本カードによりQUICPay利用をした場合には、JCB等は、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。</p>